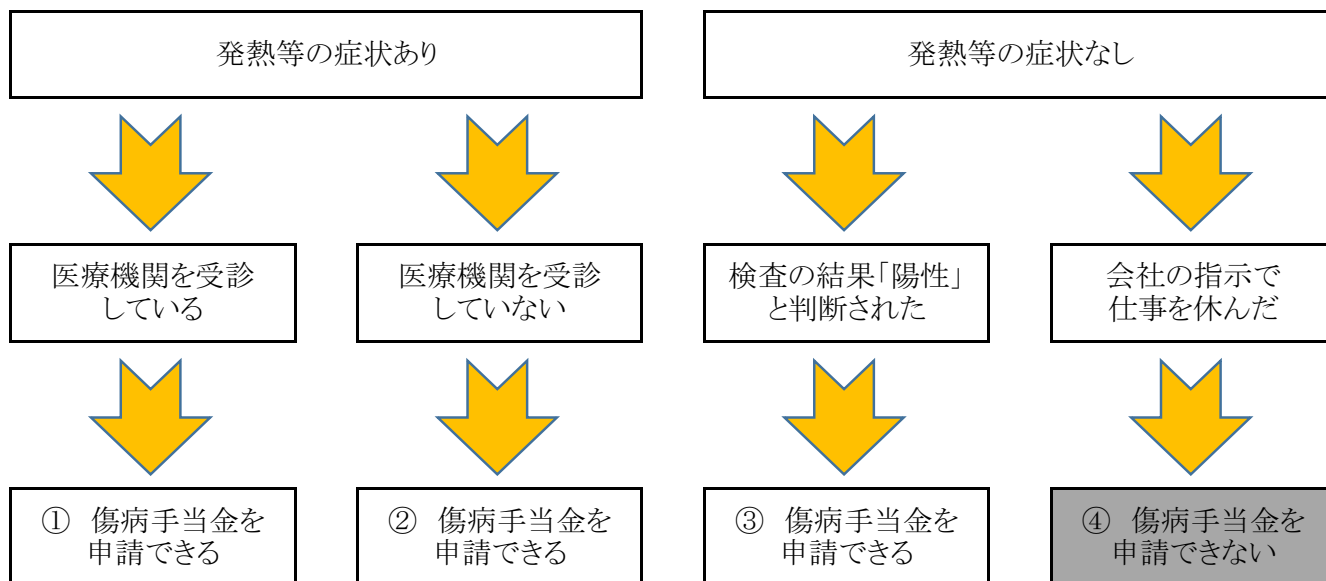


○記載の注意事項(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金)

【提出書類フローチャート】



【提出書類】

- ・被保険者記入用①
- ・被保険者記入用②
- ・事業主記入用③
- ・医療機関記入用④

【提出書類】

- ・被保険者記入用①
 - ・被保険者記入用②
 - ・事業主記入用③
- ※被保険者用②に、事業主の証明が必要となる

【提出書類】

- ・被保険者記入用①
- ・被保険者記入用②
- ・事業主記入用③
- ・医療機関記入用④

《発熱等の症状とは》

厚生労働省が示している、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安を基準とする

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- (※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- 症状が4日以上続く場合(解熱剤などを飲み続けなければならないときを含む)

事業所ご担当者の方へ

【フローチャート①又は③に該当する場合】

- ・ 「後期高齢者医療傷病手当金申請書③(事業主記入用)」を記入してください。
- ・ 「後期高齢者医療傷病手当金申請書②(被保険者記入用)」の事業主証明欄の記入は不要です。
- ・ 賃金台帳、出勤簿の写しは、添付不要です。(ただし、審査のため後日提出していただく場合があります。)

【フローチャート②に該当する場合】

- ・ 「後期高齢者医療傷病手当金申請書③(事業主記入用)」を記入してください。
- ・ 「後期高齢者医療傷病手当金申請書②(被保険者記入用)」の事業主証明欄の記入が必要です。
※医療機関を受診できなかった場合は、被保険者が申請書②(被保険者記入用)にその旨を記載するとともに、事業所が当該申請書の記載内容(休養期間等)を確認し、事業所が把握している労務不能の期間等の情報と照らして相違ないことを、当該申請書の事業主記入欄に証明してください。
- ・ 賃金台帳、出勤簿の写しは、添付不要です。(ただし、審査のため後日提出していただく場合があります。)

【その他】

- ① 後日、事業所の記入担当者の方へ照会させていただく場合がありますので、ご承知おきください。
- ② 業務中の感染が疑われる場合は、労災該当となる可能性がありますので、申請前に労働基準監督署にお問い合わせください。